



地域で活動して スマイルポイント **貯めよう** を !!

スマイルポイントとは??

長久手市内で、対象の活動を行うと付与される**ボランティアポイント**です。貯めたポイントは、商品券等と交換できます。

スマイルポイント事業は、いきいきとした地域を目指し、市民活動のきっかけや更なる参加の促進を目的としています。

対象者は?

市内で市民活動に取り
組む**小学生以上**の人
※市外に住んでいる方
も参加可

対象活動は?

18歳未満の人は①のみ対象。
18歳以上の人は、①②③全て対象。

- ① 長久手市が主催する行事等への協力
- ② 福祉施設や公共施設などでの奉仕活動
- ③ 市民団体での奉仕活動

(市民活動災害補償制度に登録している団体)

※詳細は、市役所HPで、「スマイルポイント」で検索
⇒対象活動一覧



交換品とは??

- 貯まったポイントは、**10ポイント(2,000円相当)単位**で交換できます。
- 交換品は、**QUOカード・図書カード・こども商品券**から選べます。

※1年間に交換できるポイントは、**最大50ポイント**までです。

※交換の際には、ご本人がポイント手帳・身分証明書をお持ちください。
詳しくは裏面へ。



窓口は??

詳細は裏面の通り

手続き(登録申請、更新、ポイント交換等)は、下の2か所で行います。
土日に手続きをしたい場合は、社会福祉協議会(福祉の家)でできます。

◆長久手市役所福祉課 TEL: 0561-56-0553 Fax: 0561-63-2940

◆長久手市社会福祉協議会 TEL: 0561-62-4700 Fax: 0561-64-3838

🌸 登録申請と手帳について

登録

【小学生】保護者と一緒に窓口に来てください。

【中学生～18歳未満】保護者と一緒に窓口に来るか、HPから同意書つき申請書を印刷して、保護者の署名を記入後、申請してください。

【18歳以上】窓口で申請してください。

手帳

○スマイルポイント手帳の使用期限(ポイントを貯める期間)は、**手帳の発行日から1年間**です。

○手帳の更新は、使用期限の**2週間前から可能**ですので、手帳を持って窓口までお越し下さい。(自動更新ではありません。)

※手帳を紛失した場合、再発行はできますが、貯めたポイントは無効になります。



🌸 ポイントの付与と交換について

付与

1時間程度の活動で、1ポイントを付与されます。

1日に付与されるポイントの上限は、2ポイントです。



交換

○貯めたポイントは、**10ポイント(2,000円相当)**から、商品券等と交換できます。**1年間で交換出来るのは、50ポイントまで**です。

○ポイント交換の際は、**ご本人がポイント手帳・身分証明書**を持って、窓口までお越しください。

○**18歳未満**の方は、ポイント手帳内の同意書に保護者の署名がないと交換できません。

○ポイントの有効期限(ポイント交換できる期限)は、**手帳発行日から、2年間**です。

※ポイント欄にスタンプやシールのないもの(日付のみ)は、ポイントにはなりません。

※50ポイント以内の余ったポイント(ポイント有効期限内)は、新しい手帳のポイントと合計して10ポイントになれば、交換できます。

運転免許証、マイナンバーカード、
保険証、学生証、生徒手帳等

🌸 スマイルポイントの流れ

登録申請して
手帳の発行

地域活動をして
ポイントを付与

商品券等と交換
ポイントを

登録から1年後、
手帳の更新

